

議案第 4 号

沖縄県いじめ防止基本方針(案)について

沖縄県いじめ防止基本方針(案)を別紙のとおり作成する。

平成26年9月17日

沖縄県教育委員会

概要説明

部課名 県立学校教育課

1 件名 沖縄県いじめ防止基本方針(案)の作成

2 作成の経緯・必要性

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第11条に基づき、同年10月11日付けで国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

同方針では、「いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策」として、各地方公共団体においても、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌して、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めると規定されており、沖縄県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「沖縄県いじめ防止基本方針」を定める必要がある。

【参考】「沖縄県いじめ防止基本方針(案)」の検討経緯

1) 沖縄県学校問題等解決支援チーム委員会議における検討等の経緯

- ・ いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針の概要等の説明
(平成25年11月25日、平成26年2月13日)
- ・ 県のいじめ防止基本方針(案)について意見を聴取
(平成26年5月29日、7月18日、8月25日)

2) 教育委員会会議での検討状況報告(平成26年8月20日)

3 沖縄県いじめ防止基本方針(案)の概要

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 法が規定するいじめ防止等への組織的対応
- 4 県の基本方針
- 5 いじめの定義
- 6 いじめの理解
- 7 いじめの防止等に関する基本的な考え方

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 県が実施する施策

- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置等
- (2) 県いじめ防止基本方針の策定
- (3) 沖縄県いじめ問題等対策連絡協議会の設置
- (4) 14条第3項に規定する教育委員会の附属機関
「沖縄県いじめ問題対策審議会」の設置
- (5) 県が実施すべき施策

2 学校が実施すべき施策

- (1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
- (2) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態への対処

- (1) 学校の設置者又は学校による調査
- (2) 調査結果報告を受けた知事による再調査及び措置

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

4 今後の予定

教育委員会会議での「沖縄県いじめ防止基本方針(案)」の決定後、知事部局へ合議を行う。決裁後、県教育委員会ホームページへの掲載及び関係各所への周知を行う予定。